

川崎市における民間保育所が組織する団体に対する補助金交付要綱

1 2 川 健 育 企 第 2 0 号

平成12年4月1日付局長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市内又は神奈川県内にて民間保育所が組織する団体（以下「団体」という。）の円滑で安定した運営を支援し、かつ川崎市内の民間保育所に入所している児童の健全な育成を図るため、団体に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象団体及び補助金種別)

第2条 この補助金の交付対象となる団体及び補助金の名称は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付対象事業)

第3条 この補助金の交付対象とする事業は、団体の運営事業及び団体が設置・運営する児童厚生施設の運営事業とする。

(交付金額)

第4条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、民間保育所運営育成費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付し、市長宛て提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、民間保育所運営育成費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付申請団体の長に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付にあたり、次の条件を付して交付するものとし、補助金の交付申請団体の長に通知する。

- (1) 補助金を他の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る収支について帳簿等を整え、常に使途を明確にしておかなければならないこと。
- (3) 補助金に係る交付申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要綱の定めに従わなければならないこと。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付を受けた団体の長は、次の各号に該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を得なければならない。

- (1) 補助金交付の対象となった事業、又は民間保育所運営育成費補助金交付申請書の記

載事項について変更が生じたとき。ただし、軽微な事項であると市長が認めるものを除く。

(2) 補助金交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事業実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体の長は、補助金交付対象事業の完了後又は年度終了後60日以内に、民間保育所運営育成費補助金事業実績報告書(第3号様式)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 補助金の交付を受けた団体の長が、次の各号のいずれかに該当した場合は、市長は補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の方法で補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条に規定する条件に違反したとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(返還命令)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体の長が、次の各号のいずれかに該当し、既に補助金の交付を受けている場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第8条第2号に規定する事業の中止又は廃止を届け出たとき。

(2) 第9条に規定する民間保育所運営育成費補助金事業実績報告書により、当該補助金の額が対象経費の実支出額と比較して適切でないと市長が認めたとき。

(3) 前条の規定に基づき補助金の交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた団体の長は、補助金交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付対象事業の終了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた団体の長は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた団体が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた団体の長は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

No.	団 体 名	補助金名称
1	社会福祉法人 神奈川民間保育園協会	児童野外活動センター「こどもの杜」運営費補助金
2	一般財団法人 川崎市保育会	民間保育所運営育成費補助金 ・ 保育会運営育成費補助金 ・ 研修事業費補助金 ・ 保育士確保事業費補助金